

# 神戸水上警察署

## 駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。))  
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

### 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

### 留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

### 参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

### 重点路線

#### ◎ 最重点路線

| 路線 ( 区 間 )                           | 重点時間帯  |
|--------------------------------------|--------|
| 市道港島1号線(ポートピア大通り)(中公園南交差点～市民広場駅南交差点) | 9時～22時 |

#### ◎ 重点路線

| 路線 ( 区 間 )                          | 重点時間帯  |
|-------------------------------------|--------|
| 港湾道路(中突堤筋交差点～神戸メリケンパークオリエンタルホテル北側)  | 9時～22時 |
| 港湾道路(メリケン波止場前交差点～弁天町1番先)            | 9時～22時 |
| 国道2号(管内全線)                          | 9時～22時 |
| 市道梅香浜辺脇浜線(浜辺通4丁目交差点～磯上通1丁目交差点)      | 9時～22時 |
| 港湾道路(磯上通1丁目交差点～神戸空港1番先 ※港島トンネル内を除く) | 9時～22時 |
| 神戸空港北側(神戸空港1～神戸空港8-2)               | 9時～22時 |

### 重点地域

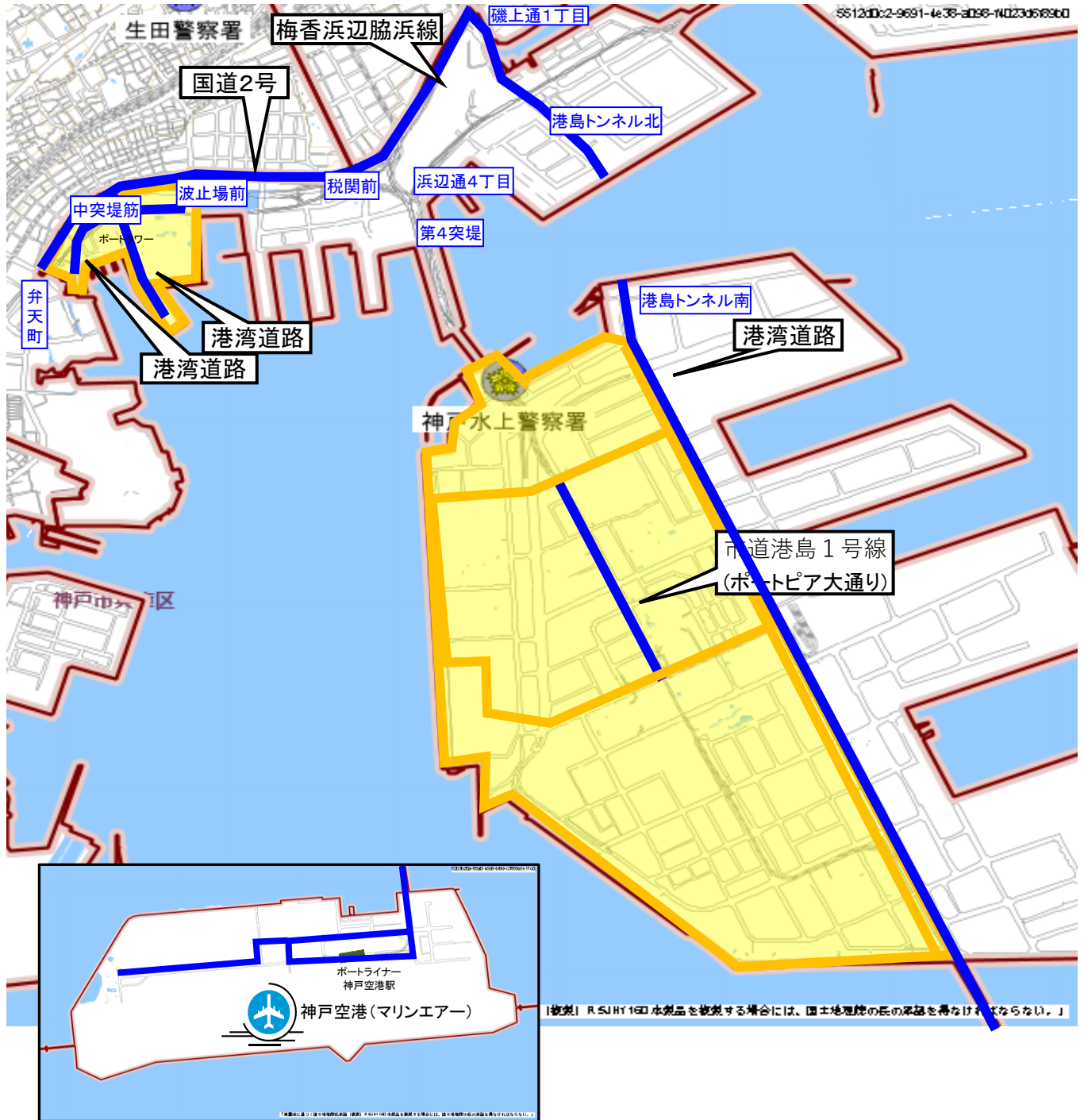
#### ◎ 最重点地域

| 地 域                          | 重点時間帯  |
|------------------------------|--------|
| 港島小学校・みなと島駅・神戸学院大学及び兵庫医科大学周辺 | 7時～22時 |

#### ◎ 重点地域

| 地 域              | 重点時間帯  |
|------------------|--------|
| 中央市民病院・島内南西側地域周辺 | 9時～22時 |
| 波止場町・中突堤周辺       | 9時～22時 |
| 島内北西側地域周辺        | 9時～22時 |

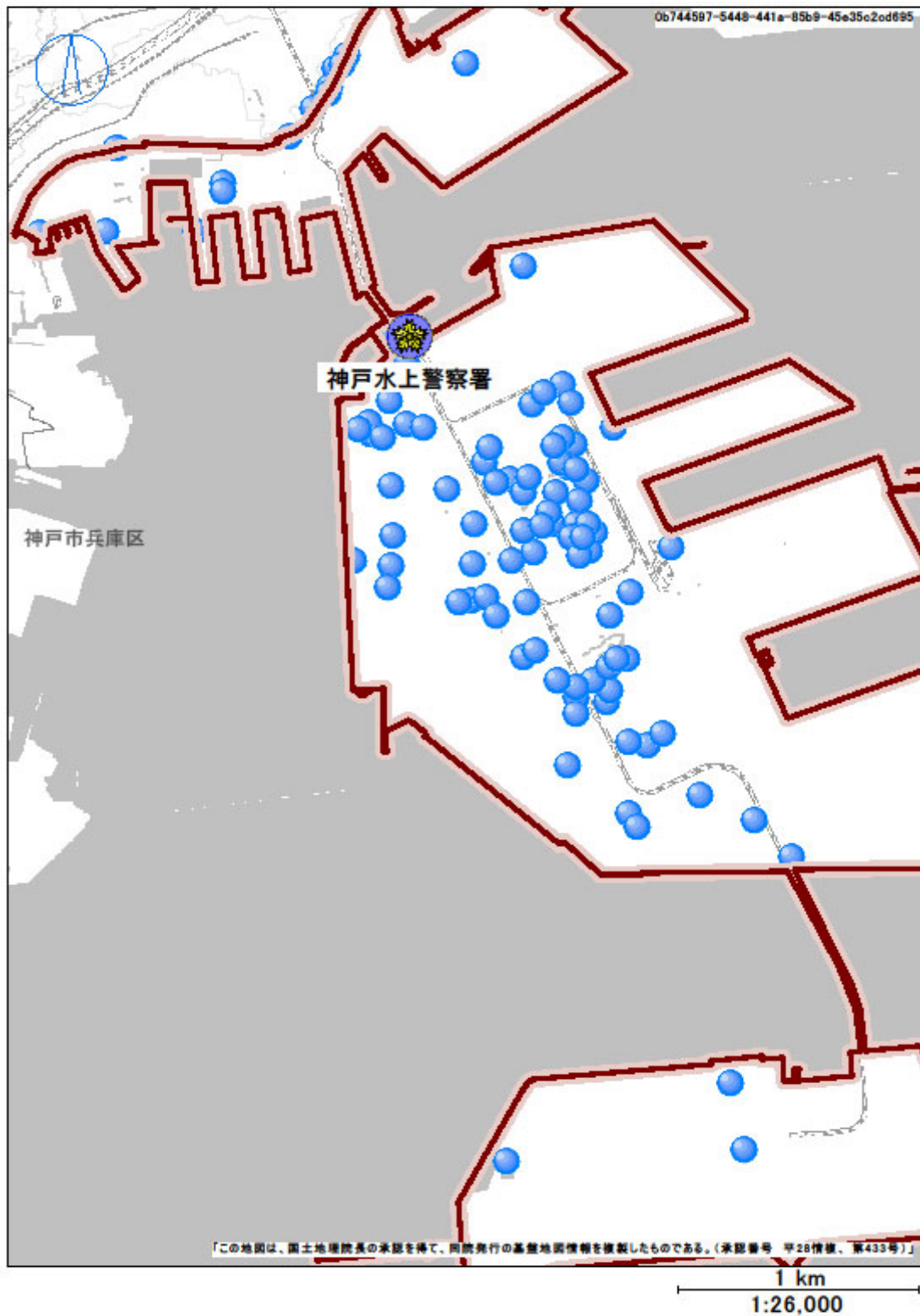
# 兵庫県神戸水上警察署 駐車監視員活動ガイドライン



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)を複製したものである。(承認番号 平17総複、第101号)」

|   |       |   |  |
|---|-------|---|--|
| 凡 | 最重点路線 | } |  |
|   | 重点路線  |   |  |
| 例 | 最重点地域 | } |  |
|   | 重点地域  |   |  |

# 兵庫県神戸水上警察署 確認標章取付状況



|     |            |
|-----|------------|
| 期間  | 令和5年中      |
| 取付者 | 警察官及び駐車監視員 |